

再生利用指定制度の運用状況等に係る
調査結果報告書

平成 22 年 1 月

社団法人 全国産業廃棄物連合会
リサイクル推進委員会

－ 目 次 －

1. 調査概要.....	1
(1) 調査目的.....	1
(2) 実施状況.....	2
(3) 質問項目.....	2
2. 調査結果.....	3
2-1 再生利用指定制度.....	3
(1) 結果の概要.....	3
(2) 個別指定.....	4
① 制度の運用状況.....	4
② 過去の指定実績.....	4
③ 過去3年間の指定実績及び内容.....	6
(3) 一般指定.....	10
① 制度の運用状況.....	10
② 過去の指定実績.....	10
③ 過去3年間の指定実績及び内容.....	11
2-2 リサイクル品認定制度.....	12
《参考資料》	
I. 調査結果一覧表（都道府県／廃掃法政令市）.....	13
II. 調査票.....	16

1. 調査概要

(1) 調査目的

再生品の有効利用に係る諸問題等の解決に向け、循環型社会の構築に係る各種取り組みの現況把握の一環として、各自治体における「再生利用指定制度」の運用状況について調査を行った。「再生利用指定制度」の概要については、以下に示す通りである。

なお、本調査に併せて、各自治体の「リサイクル品認定制度」の概況についても調査を行った。

～ 再生利用指定制度の概要 ～

1) 関連法令・通知等

●法令

	廃掃法	廃掃法施行規則
収集運搬業	第 14 条第 1 項	第 9 条第 2 号
処分業	第 14 条第 6 項	第 10 条の 3 第 2 号

●通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 号の 3 第 2 号に基づく再生利用業者の指定制度について [衛産 42 号 平成 6 年 4 月 1 日]
(建設汚泥に係る指定制度の運用については別途通知有り；次頁参照)

2) 制度の目的

再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として営んでいる事業者を都道府県知事が指定することで、産業廃棄物処理業の許可を不要とするもので、産業廃棄物の再生利用を容易に行えるようにするための制度。

3) 指定の対象

●対象者

再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの収集運搬、または、処分を業として営んでいる事業者。

●対象物

指定は対象となる産業廃棄物を特定した上で実施するが、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）」は指定対象から除外。

4) 指定の種類

種 類	概 要
個別指定	事業者の申請に基づいて行われ、再生利用のために収集運搬を行う「再生輸送業」、再生利用のために処分を行う「再生活用業」の 2 種類に分かれる。
一般指定	都道府県内において同一形態の取引が多数存在する場合等について、指定を受けようとする事業者の申請によらず、都道府県が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集運搬、または、処分を行う事業者を一般的に指定するもの。

～ 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について ～

1) 関連通知

建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について

[環廃産発第 060704001 号 平成 18 年 7 月 4 日]

2) 通知の概要

建設汚泥の適正な再生利用を促進するため、指定制度の運用に係る基本的な考え方及び再生利用が確実であることを担保するために都道府県知事等が確認すべき事項を整理したもので、指定制度の積極的な運用を促す内容となっている。

(2) 実施状況

調査方法や調査対象者、回収率等について表 1 に整理した。回収率は、都道府県、廃掃法政令市ともに 8 割を超えている。

表 1 調査の実施状況

① 調査方法	アンケート調査の送付・回収による
② 調査期間	平成 21 年 11 月 2 日～平成 21 年 11 月 27 日
③ 送付先 及び 回収率	[送付先] 計 109 自治体 (都道府県 ; 47、廃掃法政令市 ; 62) [回収率] 全体 : 84.4% (92/109) 都道府県 : 89.4% (42/47) 廃掃法政令市 : 80.6% (50/62)

(3) 質問項目

本調査における質問項目について表 2 に整理した。

表 2 質問項目

● 再生利用指定制度	① 現在の制度運用の有無 (制度自体が現在運用されている状況か?)
	② 過去の指定実績の有無 (過去に指定した実績があるか?)
	③ 過去 3 年間の指定実績の有無及びその内容 (平成 18～20 年度の指定件数や対象廃棄物種類等)
● リサイクル品認定制度	① 制度の有無 ② 制度の名称及び関連情報の掲載箇所(URL)

2. 調査結果

2-1 再生利用指定制度

(1) 結果の概要

再生利用指定制度の運用状況全般について表3に整理した。これより、“個別指定”のほうが“一般指定”より、制度の運用や指定実績が多いことがわかる。

「①制度の運用」においては、“個別指定”が全体の71.7%、特に、都道府県は78.6%と運用実績が高い。また、「②過去の指定実績」でも、“個別指定”が全体の57.6%（都道府県では83.3%）と高いのに対し、“一般指定”は全体で7.6%（都道府県11.9%、廃掃法政令市4.0%）と非常に低い。

なお、「②過去の指定実績」と「③過去3年間（平成18年度～平成20年度）の指定実績」と比較した場合、“個別指定”、“一般指定”ともに、「③過去3年間の指定実績」が減少しており、本制度が限られた自治体で運用されている状況が推察される。

表3 再生利用指定制度の運用状況結果（概要）

質問	回答者	個別指定			一般指定		
		回答	自治体数	割合%	回答	自治体数	割合%
①制度の運用	全体	有	66	71.7	有	22	23.9
		無	25	27.2	無	67	72.8
		不明	1	1.1	不明	3	3.3
		合計	92	100.0	合計	92	100.0
	(都道府県)	有	33	78.6	有	14	33.3
		無	8	19.0	無	27	64.3
		不明	1	2.4	不明	1	2.4
		小計	42	100.0	小計	42	100.0
	(廃掃法政令市)	有	33	66.0	有	8	16.0
		無	17	34.0	無	40	80.0
		不明	0	0.0	不明	2	4.0
		小計	50	100.0	小計	50	100.0
②過去の指定実績	全体	有	53	57.6	有	7	7.6
		無	38	41.3	無	79	85.9
		不明	1	1.1	不明	6	6.5
		合計	92	100.0	合計	92	100.0
	(都道府県)	有	35	83.3	有	5	11.9
		無	6	14.3	無	34	81.0
		不明	1	2.4	不明	3	7.1
		小計	42	100.0	小計	42	100.0
	(廃掃法政令市)	有	18	36.0	有	2	4.0
		無	32	64.0	無	45	90.0
		不明	0	0.0	不明	3	6.0
		小計	50	100.0	小計	50	100.0
③過去3年間の指定実績 (平成18年～平成20年度)	全体	有	25	27.2	有	3	3.3
		無	65	70.7	無	82	89.1
		不明	2	2.2	不明	7	7.6
		合計	92	100.0	合計	92	100.0
	(都道府県)	有	13	31.0	有	3	7.1
		無	28	66.7	無	36	85.7
		不明	1	2.4	不明	3	7.1
		小計	42	100.0	小計	42	100.0
	(廃掃法政令市)	有	12	24.0	有	0	0.0
		無	37	74.0	無	46	92.0
		不明	1	2.0	不明	4	8.0
		小計	50	100.0	小計	50	100.0

※ 無回答は「不明」に含めて集計

また、“個別指定”と“一般指定”の運用状況の組合せについて表4に整理した。これより、「①制度の運用」、「②過去の指定実績」とともに、“個別指定《有》/一般指定《無》”という組合せの自治体が約半数で一番割合が高いことがわかる。

なお、“個別指定《無》/一般指定《無》”という組合せも比較的高く、特に、廃掃法政令市では共に活用されていない割合が高い。

表4 再生利用指定制度の運用状況の組合せ

質問	回答者	回答	自治体数	割合%
①制度の運用	全体	個別指定《有》/一般指定《有》	19	20.7
		個別指定《有》/一般指定《無》	47	51.1
		個別指定《無》/一般指定《有》	3	3.3
		個別指定《無》/一般指定《無》	23	25.0
		合計	92	100.0
	(都道府県)	個別指定《有》/一般指定《有》	13	31.0
		個別指定《有》/一般指定《無》	20	47.6
		個別指定《無》/一般指定《有》	1	2.4
		個別指定《無》/一般指定《無》	8	19.0
		小計	42	100.0
	(廃掃法政令市)	個別指定《有》/一般指定《有》	6	12.0
		個別指定《有》/一般指定《無》	27	54.0
		個別指定《無》/一般指定《有》	2	4.0
		個別指定《無》/一般指定《無》	15	30.0
	小計	50	100.0	
②過去の指定実績	全体	個別指定《有》/一般指定《有》	3	3.3
		個別指定《有》/一般指定《無》	50	54.3
		個別指定《無》/一般指定《有》	4	4.3
		個別指定《無》/一般指定《無》	35	38.0
		合計	92	100.0
	(都道府県)	個別指定《有》/一般指定《有》	3	7.1
		個別指定《有》/一般指定《無》	32	76.2
		個別指定《無》/一般指定《有》	2	4.8
		個別指定《無》/一般指定《無》	5	11.9
		小計	42	100.0
	(廃掃法政令市)	個別指定《有》/一般指定《有》	0	0.0
		個別指定《有》/一般指定《無》	18	36.0
		個別指定《無》/一般指定《有》	2	4.0
		個別指定《無》/一般指定《無》	30	60.0
	小計	50	100.0	
③過去3年間の指定実績 (平成18年～平成20年度)	全体	個別指定《有》/一般指定《有》	2	2.2
		個別指定《有》/一般指定《無》	23	25.0
		個別指定《無》/一般指定《有》	1	1.1
		個別指定《無》/一般指定《無》	66	71.7
		合計	92	100.0
	(都道府県)	個別指定《有》/一般指定《有》	2	4.8
		個別指定《有》/一般指定《無》	11	26.2
		個別指定《無》/一般指定《有》	1	2.4
		個別指定《無》/一般指定《無》	28	66.7
		小計	42	100.0
	(廃掃法政令市)	個別指定《有》/一般指定《有》	0	0.0
		個別指定《有》/一般指定《無》	12	24.0
		個別指定《無》/一般指定《有》	0	0.0
		個別指定《無》/一般指定《無》	38	76.0
	小計	50	100.0	

※ 「不明」及び無回答は「無」に含めて集計

(2) 個別指定

① 制度の運用状況

“個別指定”は、全体で71.7%（66自治体）、都道府県で78.6%（33自治体）、廃掃法政令市で66.0%（33自治体）の自治体において、制度自体は運用されている状況にある。また、“指定後は5年間有効”という指定期限を設けて運用している自治体もみられた。

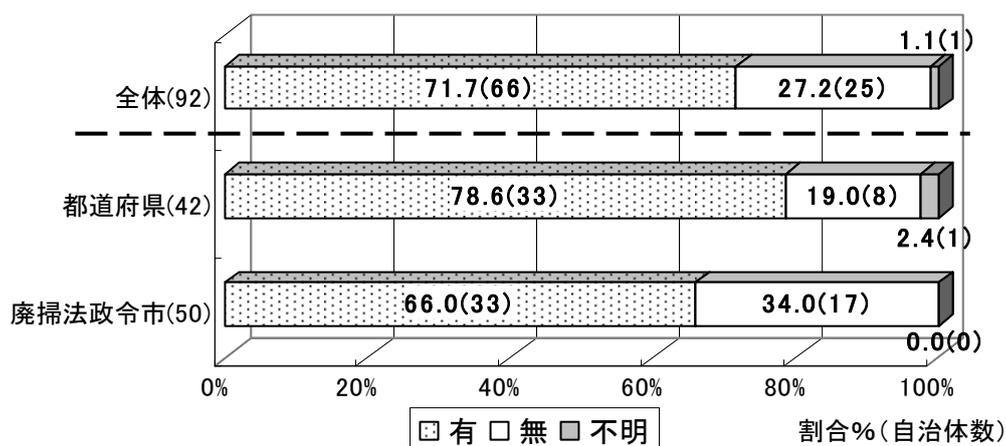


図1 制度の運用状況（個別指定）

※「不明」は無回答を含む

② 過去の指定実績

過去に“個別指定”の指定実績を有する自治体は、全体で57.6%（53自治体）であり、都道府県では83.3%（35自治体）と特に高い傾向がある。

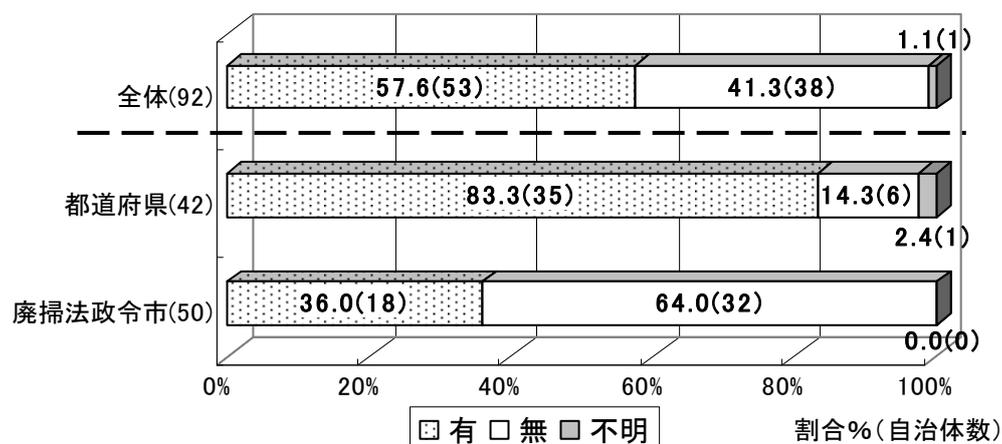


図2 過去の指定実績（個別指定）

※「不明」は無回答を含む

③ 過去3年間の指定実績及び内容

1) 全体の傾向

平成18年度から平成20年度までの過去3年間に限った指定実績は全体で27.2% (25自治体) であり、前頁②の割合(57.6%)と比較し、近年では指定実績が減少している傾向がうかがえる。また、都道府県と廃掃法政令市との指定実績の差異は小さい。

なお、この3年間に於いて継続的に“個別指定”の実績があるのは、4自治体(いずれも都道府県で、宮城県・東京都・島根県・山口県)のみである。

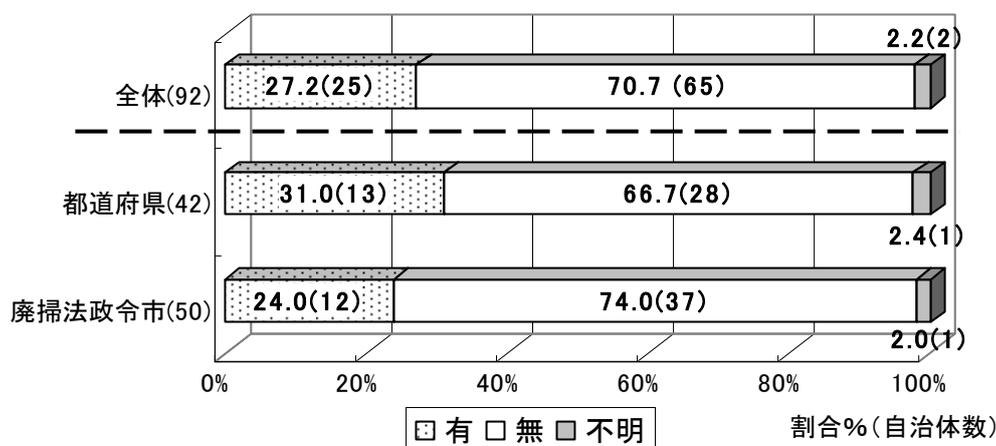


図3 過去3年間の指定実績(個別指定)

※「不明」は無回答を含む

また、“再生輸送業者”、“再生活用業者”別の3年間の指定実績を図4に整理する。これより、“再生輸送業者”と“再生活用業者”を比較すると、“再生活用業者”の指定数が特に都道府県で多いことがわかる。なお、この3年間の実績では、各々指定自治体数が増加している傾向がみられる。

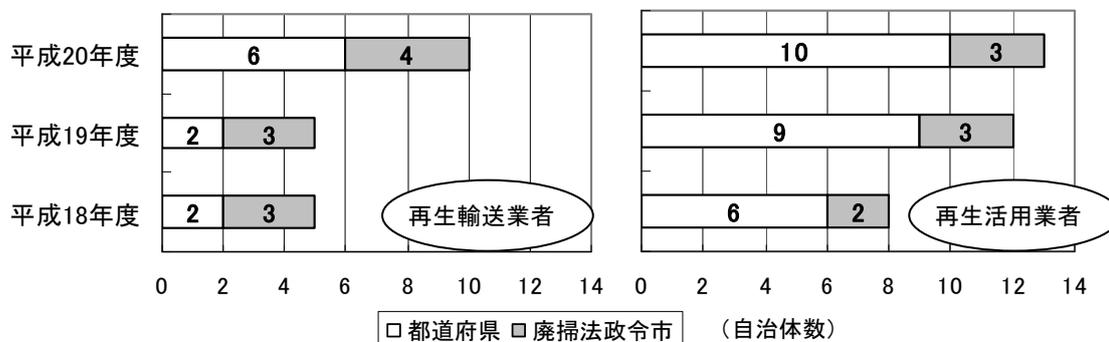


図4 過去3年間の指定実績[業者種類別](個別指定)

2) 指定廃棄物の種類及び指定件数

過去3年間に指定実績のある自治体について、その指定件数毎の自治体数の一覧を表5に示す。これより、自治体によっては、“再生輸送業者”では1～14件、“再生活用業者”では1～39件までと、指定件数の幅が非常に大きい。なお、島根県及び山口県が突出して指定件数が多い状況にある。

表5 指定件数毎の自治体数（個別指定）

年度	指定件数	再生輸送業者			再生活用業者		
		全体	(都道府県)	(廃掃法 政令市)	全体	(都道府県)	(廃掃法 政令市)
平成20年度	1件	9	5	4	7	4	3
	2件				1	1	
	3件				2	2	
	8件				1	1	
	10件				1	1	
	14件	1	1				
	38件				1	1	
	(計)	10	6	4	13	10	3
平成19年度	1件	4	1	3	7	4	3
	2件				2	2	
	3件				1	1	
	6件	1	1	0			
	8件				1	1	
	39件				1	1	
	(計)	5	2	3	12	9	3
平成18年度	1件	4	1	3	4	2	2
	2件				1	1	
	3件	1	1		1	1	
	15件				1	1	
	24件				1	1	
	(計)	5	2	3	8	6	2

また、過去3年間に亘る、廃棄物種類毎の指定自治体数と指定件数を表6に、過去3年間の総計を図5に整理した。これらより、“再生輸送業者”より“再生活用業者”の制度のほうが広く活用されている実態が確認できる。加えて、表6からは、過去3年間に限ると、指定自治体数、指定件数ともに増加傾向にあることがうかがわれる。

一方、図5より、廃棄物種類毎でみると、指定自治体数が多いのは「汚泥」、「動植物性残渣」、「がれき類」、「廃油」等となっている。また、指定件数でみると「汚泥」、「木くず」、「がれき類」が圧倒的に多くなっているが、これらは一つの自治体で多数の指定をしていることが理由である。なお、指定されている「汚泥類」は、そのほとんどが建設汚泥等の無機性汚泥である。

表 6 廃棄物種類毎の指定自治体数及び指定件数（個別指定）

年度	廃棄物種類	再生輸送業者				再生活用業者			
		指定自治体数 (全体)	指定件数			指定自治体数 (全体)	指定件数		
			全体	都道府県	廃掃法 政令市		全体	都道府県	廃掃法 政令市
総計 [下記3ヶ年]	汚泥類	4	20	20	0	18	70	68	2
	動植物性残渣	6	6	2	4	8	8	5	3
	木くず	2	3	2	1	3	49	49	0
	がれき類	0	0	0	0	8	24	24	0
	廃プラ	2	2	1	1	4	4	3	1
	廃油	6	6	2	4	3	3	1	2
	ガラス屑等	1	1	1	0	2	12	12	0
	動物のふん尿	1	1	1	0	4	6	6	0
	廃アルカリ	0	0	0	0	1	1	1	0
	鉱さい	0	0	0	0	2	2	2	0
	ばいじん	1	1	1	0	1	1	1	0
	(計)	23	40	30	10	54	180	172	8
平成20年度	汚泥類	2	13	13	0	5	29	29	0
	動植物性残渣	3	3	1	2	5	5	3	2
	木くず	1	1	0	1	1	14	14	0
	がれき類	0	0	0	0	3	8	8	0
	廃プラ	1	1	1	0	2	2	2	0
	廃油	2	2	1	1	2	2	1	1
	ガラス屑等	1	1	1	0	1	5	5	0
	動物のふん尿	1	1	1	0	2	4	4	0
	廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱さい	0	0	0	0	1	1	1	0
	ばいじん	1	1	1	0	1	1	1	0
	(計)	12	23	19	4	23	71	68	3
平成19年度	汚泥類	1	6	6	0	8	26	24	2
	動植物性残渣	3	3	1	2	3	3	2	1
	木くず	0	0	0	0	1	15	15	0
	がれき類	0	0	0	0	2	7	7	0
	廃プラ	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃油	1	1	0	1	0	0	0	0
	ガラス屑等	0	0	0	0	1	7	7	0
	動物のふん尿	0	0	0	0	1	1	1	0
	廃アルカリ	0	0	0	0	1	1	1	0
	鉱さい	0	0	0	0	1	1	1	0
	ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0
	(計)	5	10	7	3	18	61	58	3
平成18年度	汚泥類	1	1	1	0	5	15	15	0
	動植物性残渣	0	0	0	0	0	0	0	0
	木くず	1	2	2	0	1	20	20	0
	がれき類	0	0	0	0	3	9	9	0
	廃プラ	1	1	0	1	2	2	1	1
	廃油	3	3	1	2	1	1	0	1
	ガラス屑等	0	0	0	0	0	0	0	0
	動物のふん尿	0	0	0	0	1	1	1	0
	廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0
	ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0
	(計)	6	7	4	3	13	48	46	2

※次頁
図5へ

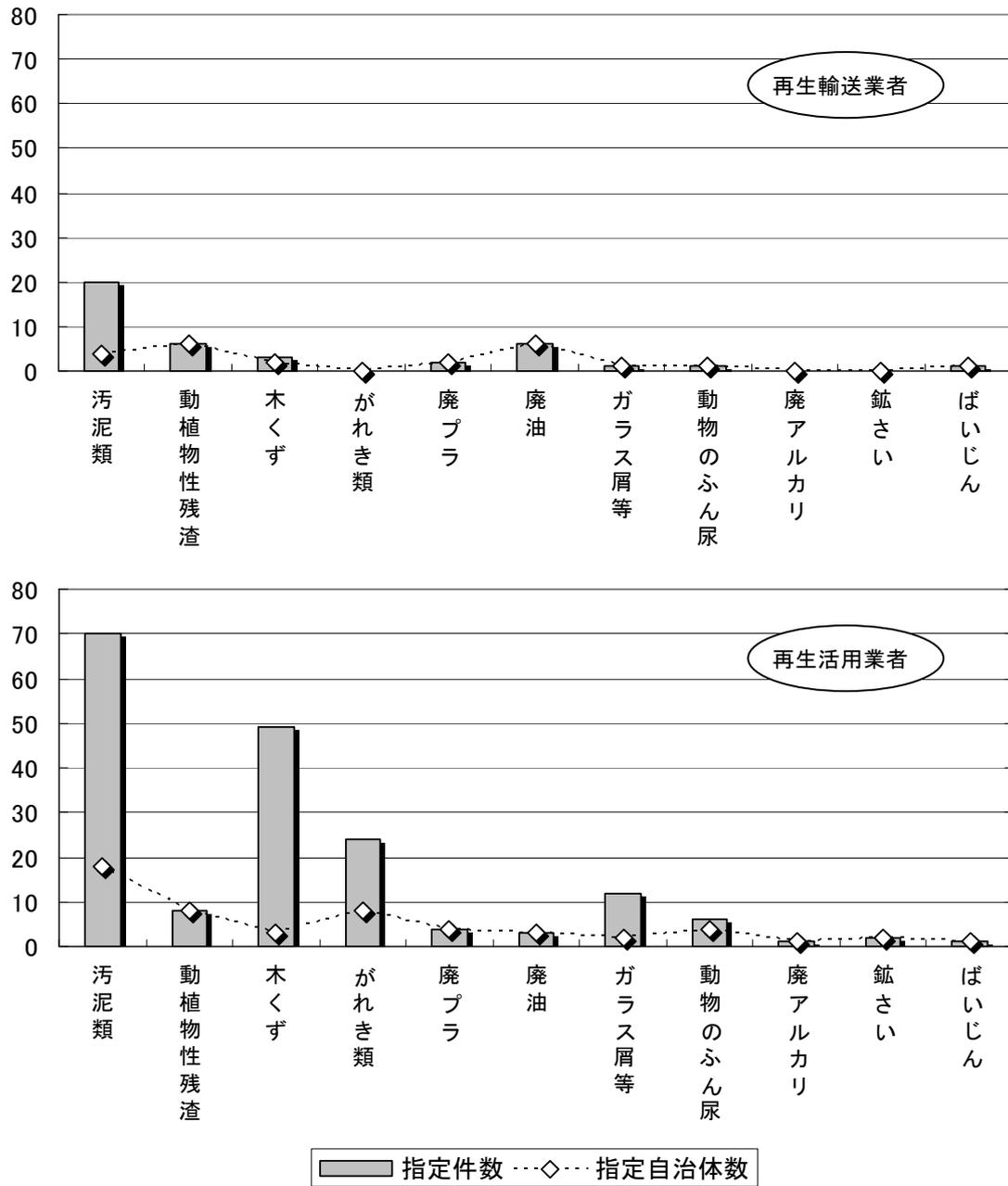


図5 廃棄物種類毎の指定自治体数及び指定件数[過去3年間の総計] (個別指定)

(3) 一般指定

① 制度の運用状況

“一般指定”は、全体で23.9%、都道府県で33.3%、廃掃法政令市では16.0%と、制度自体が運用されている自治体数は“個別指定”と比較すると1/3程度である。

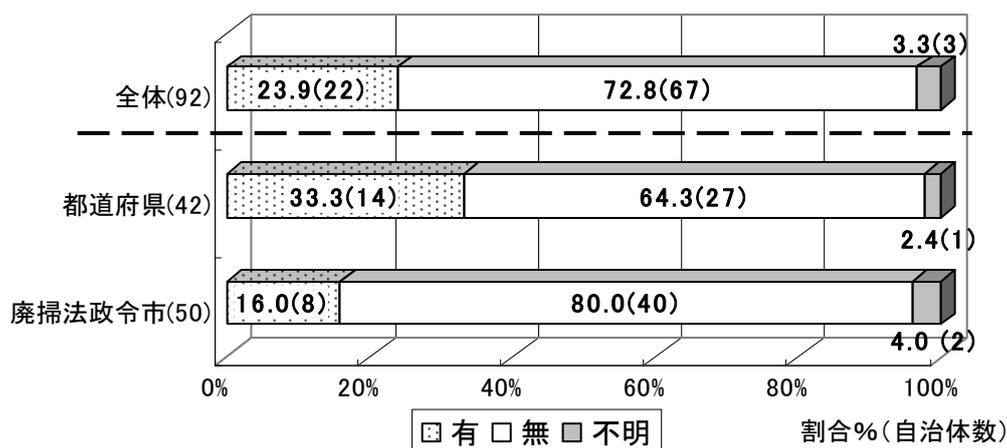


図6 制度の運用状況（一般指定）

※「不明」は無回答を含む

② 過去の指定実績

過去に“一般指定”の指定実績を有する自治体は、全体で7.6%（7自治体）に留まり、特に廃掃法政令市では4.0%（2自治体）と非常に少ないことがわかる。

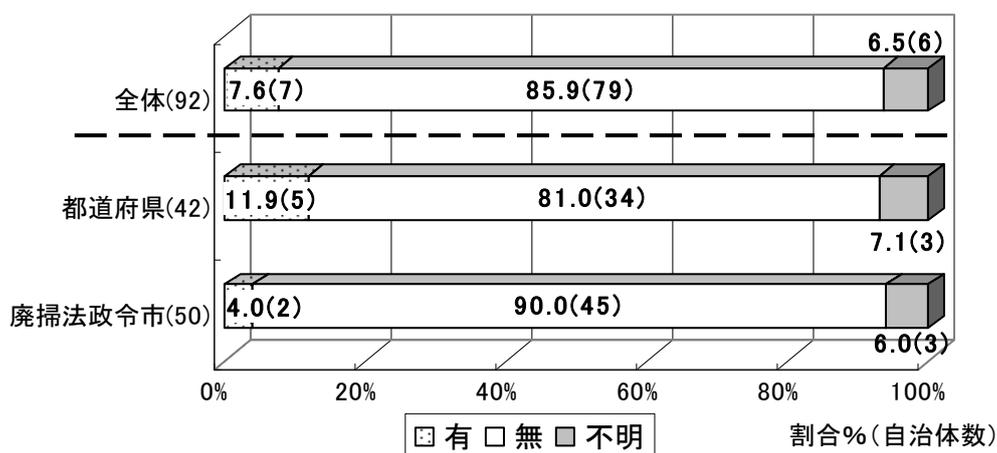


図7 過去の指定実績（一般指定）

※「不明」は無回答を含む

③ 過去3年間の指定実績及び内容

1) 全体的な傾向

平成18年度から平成20年度までの過去3年間に限った指定実績は全体で3.3%(3自治体)に留まっており、その全てが都道府県(北海道、東京都、鹿児島県)である。

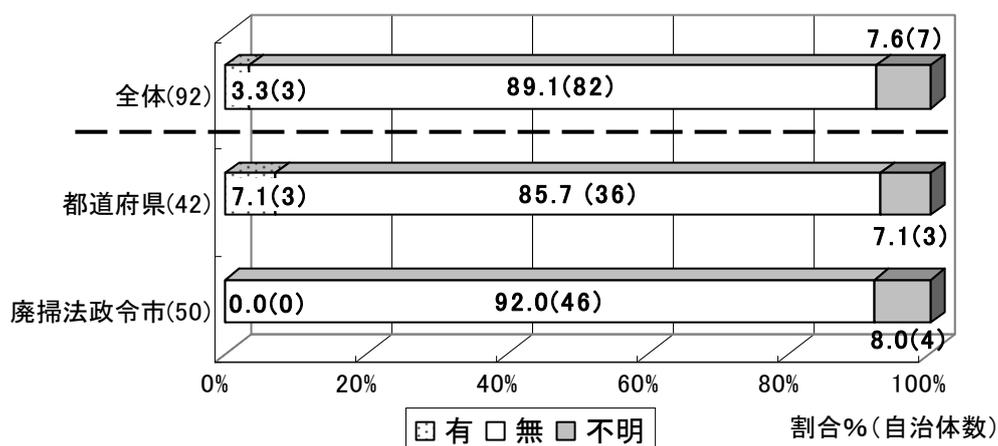


図8 過去3年間の指定実績 (一般指定)

※「不明」は無回答を含む

2) 指定内容

上記1)で示した3自治体の指定内容は、以下の表7の通りである。

表7 指定内容 (一般指定)

自治体名	指定内容
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」で、産業廃棄物再生利用業の一般指定について規定。 ■ 6種類の産業廃棄物を排出事業者から無償で引き取り、その廃棄物のみを利用し、その種類毎に定められた方法で再生利用を業として行う者又は再生利用に供するためにその廃棄物のみ収集運搬を業として行うものは、一般指定業者とみなし、産業廃棄物処理業許可は不要。 ■ 廃棄物の種類は、「有機性汚泥、廃油、廃タイヤ、木くず、動植物系固形不要物、動物のふん尿」の6種類(各廃棄物に詳細な除外規定有)。 ■ 上記制度のため、指定件数については実態把握が困難。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成19年度及び平成20年度に一般指定(処分)が各1件、廃棄物の種類はともに「汚泥(建設泥土)」。
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成5年度に27業者を指定し、その後継続。廃棄物の種類は、「動植物性残渣、動物系固形不要物、動物の死体」の3種類で、収集運搬と処分の分けは定義されていない。 ■ 平成5年11月24日現在、化製場等に関する法律第3条第1項及び第8項の規定に基づき「化製場」として許可を得ているものであって、現に獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の有用物を製造することを業としておこなっているもの及び再生利用を目的として動植物残渣等の収集又は運搬を業として行っているものを対象としている。

2-2 リサイクル品認定制度

リサイクル品認定制度の有無について、都道府県の結果を図9に示す。制度が有るのは47都道府県中37件(78.7%)という結果であった。また、回答のあった50の廃掃法政令市においては、全てにおいて制度が無いという結果であった。

なお詳細な制度名称や関連情報の掲載箇所(ホームページのURL)については、後段の参考資料に整理している。

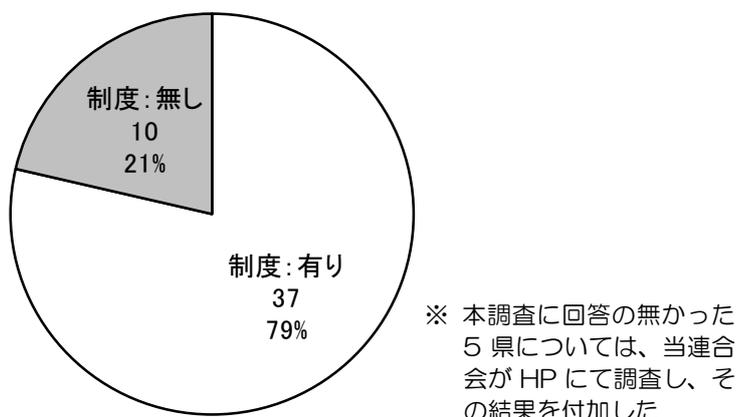


図9 リサイクル品認定制度等の有無(都道府県)

《 参 考 资 料 》

I. 調査結果一覧表（都道府県）（2/2）

回答	都道府県名	(2)リサイクル品認定制度	
		制度の有無 有； 無；×	制度概要
		制度の名称	URL
	北海道		北海道リサイクル製品認定制度 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle_2/ninteiseido/ninteiseidotop
	青森県		青森県リサイクル製品認定制度 http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/nintei_recycle.html
	岩手県		岩手県再生資源利用認定製品認定制度 http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=2650&of=1&ik=1&pnp=50&pnp=2648&pnp=2650&cd=18884
	宮城県		宮城県グリーン製品認定制度 http://www.pref.miyagi.jp/sigen/Nintei/newpage1.htm
	秋田県		秋田県リサイクル製品認定制度 http://www.pref.akita.lg.jp/icity/browser?ActionCode=genlist&GenreID=1133764394135
	山形県		山形県リサイクル製品認定制度 http://pref.yamagata.jp/ou/bunkakankyo/050010/rp-nintei/mainpage.html
	福島県		うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度 http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=13761
	茨城県		茨城県リサイクル製品認定制度 http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/haitai/zero_emi/06recycle_nintei/index.html
	栃木県		栃木県リサイクル製品認定制度（とちの環エコ製品） http://www.pref.tochigi.lg.jp/eco/haikibutsu/jyunkan/eco-seihin.html
	群馬県	×	
	埼玉県	×	
	千葉県	×	
	東京都	×	
	神奈川県		建設リサイクル資材の募集・認定 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/gijutukanri/green/index.htm
	新潟県	×	
	富山県		富山県リサイクル認定制度 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00002595.html
	石川県		石川県リサイクル製品認定制度 http://www.pref.ishikawa.jp/haitai/recycle/nintei/index.html
	福井県		福井県リサイクル製品認定制度 http://www.pref.fukui.jp/doc/junkan/nintei.html
	山梨県		山梨県リサイクル製品認定制度 http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sozo/69919739156.html
	長野県		信州リサイクル製品認定制度 http://www.pref.nagano.jp/kankyo/haiki/recycle/index.htm
	岐阜県		岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に係る条例 http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/waste/nintei/index
	静岡県		静岡県リサイクル製品認定制度 http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-040/ippaikakari/risaikurunintei/top01.htm
	愛知県		愛知県リサイクル資材（あいくる材）評価制度 再生資源活用審査制度（類似制度） http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html http://www.pref.aichi.jp/0000014526.html
	三重県		三重県リサイクル認定制度 http://www.eco.pref.mie.jp/recycle/
	滋賀県		滋賀県リサイクル製品認定制度（ピワクルエコシップ） http://www.pref.shiga.jp/d/haikibutsu/seihin_nintei/index.html
	京都府	×	
	大阪府		大阪府リサイクル製品認定制度（なにわエコ良品） http://www.epcc.pref.osaka.jp/shigenjunkan/ninteiseido/index.html
	兵庫県	×	
	奈良県		奈良県リサイクル製品認定制度 http://www.pref.nara.jp/dd.aspx_menuid-12652.htm
	和歌山県		和歌山県リサイクル製品認定制度 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html
	鳥取県		鳥取県グリーン商品認定制度 http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=48080
	島根県		しまねグリーン製品認定制度 http://www.pref.shimane.lg.jp/kankyo/s-green/
	岡山県		岡山県エコ製品認定制度 http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=11867
	広島県		広島県リサイクル製品登録制度 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/i/i1/tourokuseido/
	山口県		山口県リサイクル製品利用推進要綱 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/index/
	徳島県		徳島県リサイクル認定制度 http://our.pref.tokushima.jp/recycle/nintei.php
	香川県		香川県認定環境配慮モデル www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/business/products/index.htm
	愛媛県		愛媛県資源循環優良モデル認定制度 http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/140junkanshakai/00004731040517/model/model-nintei.html
	高知県		高知県リサイクル製品等認定制度 http://www.pref.kochi.lg.jp/-kankyout/nintei/nintei_top.html
	福岡県		福岡県リサイクル製品認定制度 http://www.recycle-ken.or.jp/nintei/index.html
	佐賀県		佐賀県認定リサイクル製品 http://www.pref.saga.lg.jp/web/risaikuruseihin.html
	長崎県		長崎県リサイクル製品等認定制度 http://www.pref.nagasaki.jp/kankyo/waste/wininfo/wininfo_4.html
	熊本県	×	
	大分県		大分県リサイクル製品認定制度 http://www.pref.oita.jp/13400/seihin/index.html
	宮崎県	×	
	鹿児島県	×	
	沖縄県		沖縄県産リサイクル製品利用促進制度 http://www.pref.okinawa.jp/kankyoseibi/orp-21/index.html 沖縄県リサイクル資材評価認定制度 http://www.pref.okinawa.jp/gijutsu/cyurasima.htm
回収数	42	有	37
送付数	47	無	10
回収率	89.4%		

注1：回答をホームページで確認の上、一部の制度名及びURLの修正を連合会にて実施
 注2：本調査に回答の無かった5県については、各県ホームページを確認のうえ、連合会にて結果を追記

Ⅱ. 調査票

全産廃連発第 179 号

平成 21 年 11 月 2 日

各都道府県・廃掃法政令市
廃棄物行政主管部(局)長 様

社団法人全国産業廃棄物連合会
会長 國中賢吉
(公印省略)

再生利用指定制度の運用状況等に係る調査について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会ではリサイクル推進委員会を設置し、循環型社会の構築に向け、再生品の有効利用に係る諸問題等の解決に向けて検討を実施しております。

その一環として、これまであまり実態が把握されていない、再生利用指定制度（廃掃法第 14 条第 1 項[施行規則第 9 条第 2 号]及び廃掃法第 14 条第 6 項[施行規則第 10 条の 3 第 2 号]）の全国的な運用状況について、把握したいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮でございますが、後段添付の「①調査票(原本)」にご回答のうえ、平成 21 年 11 月 27 日(金)までに FAX にてご返信頂ければ幸いです。

お手数をお掛けいたしますが、調査にご協力下さいますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。なお、ご回答頂いた自治体に対しましては、調査結果のご報告をさせて頂く予定にしております。

以上

【お問い合わせ先】

社団法人 全国産業廃棄物連合会

調査部

TEL :

FAX :

E-mail :

※ 「①調査票(原本)」のデータを希望される方は、上記アドレスまでメールをお寄せ下さい。

① 調査票(原本)

返送先：社団法人 全国産業廃棄物連合会 調査部 [] (F A X : [])

※ 送付状を付けずに本紙のみ FAX 下さい。

■ 回答者情報

①自治体 及び 部署名	自治体名：	部署名：	
②記入者氏名 及び 役職	氏名：	役職：	
③連絡先	TEL：	FAX：	E-mail：

■ 質問事項

(1) 再生利用指定制度について

① 貴自治体では、本制度を運用していますか？ (指定実績の有無には係わりません)	個別指定	有 ・ 無 ・ 不明
	一般指定	有 ・ 無 ・ 不明
② 過去に本制度の運用実績（指定の実績）が有りますか？	個別指定	有 ・ 無 ・ 不明
	一般指定	有 ・ 無 ・ 不明
③ 過去 3 年間に本制度の運用実績（指定の実績）が有りますか？	個別指定	有 ・ 無 ・ 不明
	一般指定	有 ・ 無 ・ 不明

⇒上記③で「有」とご回答された方は、以下（過去 3 年間の実績）についてご回答願います。

④ 平成 20 年度の実績		
個別指定	再生輸送業者： 件	廃棄物の種類：
	再生活用業者： 件	廃棄物の種類：
一般指定	収集運搬： 件	廃棄物の種類：
	処 分： 件	廃棄物の種類：
⑤ 平成 19 年度の実績		
個別指定	再生輸送業者： 件	廃棄物の種類：
	再生活用業者： 件	廃棄物の種類：
一般指定	収集運搬： 件	廃棄物の種類：
	処 分： 件	廃棄物の種類：
⑥ 平成 18 年度の実績		
個別指定	再生輸送業者： 件	廃棄物の種類：
	再生活用業者： 件	廃棄物の種類：
一般指定	収集運搬： 件	廃棄物の種類：
	処 分： 件	廃棄物の種類：

※ 「指定件数」及び「指定した廃棄物の種類（種類毎の件数も）」をご記入下さい。

(2) リサイクル品認定制度について

① 貴自治体独自のリサイクル品(再生利用品)認定制度等有りますか？	有 ・ 無
-----------------------------------	-------

⇒「有」とご回答された方は、以下（制度の概要）についてもご回答願います

② 制度概要	制度の名称：
	関連情報 (HP) の URL：

以上で、ご質問を終わります。ご協力のほど、ありがとうございました。

① 調査票(回答例)

返送先：社団法人 全国産業廃棄物連合会 調査部 [] (FAX： [])

※ 送付状を付けずに本紙のみ FAX 下さい。

■ 回答者情報

①自治体 及び 部署名	自治体名： ○○○県	部署名： ○○○部○○○課	
②記入者氏名 及び 役職	氏名： ○○ ○○	役職： ○○係長	
③連絡先	TEL： 000-0000-000	FAX： 000-0000-000	E-mail： 000000@000.pref.jp

■ 質問事項

(3) 再生利用指定制度について

① 貴自治体では、本制度を運用していますか？	個別指定	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ・ 不明
	一般指定	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ・ 不明
② 過去に本制度の運用実績（指定の実績）が有りますか？	個別指定	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ・ 不明
	一般指定	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ・ 不明
③ 過去3年間に本制度の運用実績（指定の実績）が有りますか？	個別指定	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ・ 不明
	一般指定	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ・ 不明

⇒上記③で「有」とご回答された方は、以下（過去3年間の実績）についてご回答願います。

④ 平成 20 年度の実績		
個別指定	再生輸送業者： 3 件	廃棄物の種類： 建設汚泥(2 件)、コンクリートくず(1 件)
	再生活用業者： 0 件	廃棄物の種類：
一般指定	収集運搬： 3 件	廃棄物の種類： 廃プラ(2 件)、木くず(1 件)
	処 分： 3 件	廃棄物の種類： 廃プラ(2 件)、木くず(1 件)
⑤ 平成 19 年度の実績		
個別指定	再生輸送業者： 2 件	廃棄物の種類： 建設汚泥(1 件)、コンクリートくず(1 件)
	再生活用業者： 0 件	廃棄物の種類：
一般指定	収集運搬： 2 件	廃棄物の種類： 廃プラ(1 件)、木くず(1 件)
	処 分： 2 件	廃棄物の種類： 廃プラ(1 件)、木くず(1 件)
⑥ 平成 18 年度の実績		
個別指定	再生輸送業者： 0 件	廃棄物の種類：
	再生活用業者： 0 件	廃棄物の種類：
一般指定	収集運搬： 1 件	廃棄物の種類： コンクリートくず(1 件)
	処 分： 1 件	廃棄物の種類： コンクリートくず(1 件)

※ 「指定件数」及び「指定した廃棄物の種類（種類毎の件数も）」をご記入下さい。

(4) リサイクル品認定制度について

① 貴自治体独自のリサイクル品(再生利用品)認定制度等有りますか？	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
-----------------------------------	--

⇒「有」とご回答された方は、以下（制度の概要）についてもご回答願います

② 制度概要	制度の名称： ○○県リサイクル認定制度（愛称；○○○○） 関連情報（HP）の URL： http://www.○○○○.pref.jp/○○○○/○○○○
--------	--

以上で、ご質問を終わります。ご協力のほど、ありがとうございました。

■ 再生利用指定制度について(概要)

1. 関連法令・通知等

(1) 法令

	廃掃法	廃掃法施行規則
収集運搬業	第 14 条第 1 項	第 9 条第 2 号
処分業	第 14 条第 6 項	第 10 条の 3 第 2 号

(2) 通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 号の 3 第 2 号に基づく再生利用業者の指定制度について [衛産 42 号 平成 6 年 4 月 1 日]

2. 制度の目的

再生利用されることが確実である産業廃棄物のみ処理を業として営んでいる事業者を都道府県知事が指定することで、産業廃棄物処理業の許可を不要とするもので、産業廃棄物の再生利用を容易に行えるようにするための制度。

3. 指定の対象

(1) 対象者

再生利用されることが確実である産業廃棄物のみ収集運搬、または、処分を業として営んでいる事業者。

(2) 対象物

指定は対象となる産業廃棄物を特定した上で実施するが、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）」は指定対象から除外。

4. 指定の種類

種 類	概 要
個別指定	事業者の申請に基づいて行われ、再生利用のために収集運搬を行う「再生輸送業」、再生利用のために処分を行う「再生活用業」の 2 種類に分かれる。
一般指定	都道府県内において同一形態の取引が多数存在する場合等について、指定を受けようとする事業者の申請によらず、都道府県が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集運搬、または、処分を行う事業者を一般的に指定するもの。

以上